

第三次いわき市こどもみらいプランに係るパブリックコメントについて

資料2-①

- 1 市民意見の対象案件 (仮称) いわき市こども計画(骨子案)
2 意見等募集期間 令和6年12月16日(月)から令和7年1月10日(金)まで
3 意見者数 15名
4 主な意見

※()内は資料2-②のNo

※()内は資料3-③の該当頁

No	分野	意見数	市民意見の例	市の考え
1	保育に関すること *待機児童、統合保育、 保育士不足 など	17件	○保育士の加配を必要とするこどもの増加、その受皿確保は重要な課題。基本目標Ⅲに位置付けるほうが良い。(No7) ○保育士不足の解消として、潜在保育士の拾い上げや子育て支援員の活躍を促すため、潜在保育士の復職を促す施策や支援員のフォローアップ研修が必要。(No86) ○社会人向けに保育士試験の受験を後押しするような取組があると良い。(No37)	○加配の保育士不足を背景とした待機児童の解消は、喫緊の課題であり、引き続き、保育人材の確保・育成に向けた各種取組を進めます。 また、統合保育は、保護者とこどもの両側面から支援の充実を図るため、次のとおり位置づけます。 基本目標Ⅱ-2-(1)「多様な教育・保育環境の整備」(素案P42) 基本目標Ⅲ-2-(1)「障がいの早期発見、相談体制・サービスの充実」(素案P51) ○保育士不足の解消に向け、引き続き、潜在保育士等を対象とした現場研修を含む研修会を実施するほか、参加者の募集強化に取り組みます。 また、研修会など、無資格の方を保育所等への就職に繋げる取組を実施します。(素案P43)
2	学校教育に関すること *スクールソーシャルワーカー、 教育の多忙化 ICT教育 など	22件	○ヤングケアラーの早期発見に繋げるためにも、スクールソーシャルワーカーを全小・中・高校に配置すべき。(No71) ○教員の多忙化を解消する取組が必要。多忙化を解消し、こどもと接する時間、こどもの意見を聴く時間を確保してほしい。(No75) ○ICT支援員がいれば、ICT活用に関する教員の負担が軽減すると思う。(No.82)	○経済的困難、不登校、発達に関することなどの課題に対して、スクールソーシャルワーカー(SSW)を配置し、地区保健福祉センターなどと連携協力して対応します。 また、いわき市総合教育センター「子ども健康教育相談」でも相談受付を実施します。(素案P58) ○教職員がこどもと向き合う時間を確保するため、「いわき市小中学校業務改善方針」に基づき多忙化解消を図ります。 また、ICT支援員が月に1～2回程度学校を訪問し、授業の支援や校務に関わるICTの支援を行います。(素案P58)
3	障がい児に関すること *関係者の連携等	21件	○発達に課題のあるこどもの支援を計画に明記し、民間とも連携して進めていくことが重要。(No.18) ○切れ目のない支援を提供するには、各ライフステージの接続部分で、関係者が合同で会議を行うなどのシステムづくりが必要。(No23) ○療育支援として、障がいの他、医療的ケア児に対しての支援も必要。(No47)	○保育所等訪問支援事業や、いわきっ子入学支援システム等により関係者が連携して支援に取組みます。(素案P52) ○「こども発達支援連絡会議」において、市、教育・保育関係者及び児童発達支援業者等の関係会議を実施します。(素案P53) ○医療的ケア児の支援は、関係機関が連携し、相談・支援機能の提供に努めており、さらなる具体的な支援施策について、いわき市医療的ケア児支援調整会議において協議を進めています。(素案P53)
4	支援を要するこどもや 家庭に関すること *ヤングケアラー、 虐待、貧困等	10件	○こども食堂開設数の増加や自走できる仕組み作りのほか、支援を必要とするこどもやその家庭のための取組が必要 (No6) ○多様性の時代だからこそ、自分も他者も理解できる大人になるために、保護者が我が子を理解し、低年齢のうちに多くの人の人との関わりと経験をさせてほしい。(No61) ○市要保護児童対策地域協議会について、市のみでは対応困難なため、地域との連携が必要。(No17)	○こども食堂等の関係者が、支援が必要なこどもの存在に気づいた際に関係機関につなぐことができる仕組みづくりを強化し、支援対象児等見守り強化事業などの必要な支援に繋がっていきます。(素案P65) ○保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。(素案P55) ○市要保護児童対策地域協議会については、市のみではなく、地域と連携し対応します。(素案P62) ※主な構成団体 法務局、児童相談所、警察、教育委員会及び消防本部 医師会、幼稚園協会、大学、弁護士会、社会福祉協議会、福祉団体、 人権擁護委員協議会、保育所(園)・認定こども園協議会、PTA連絡協議会、 CAP、民生・児童委員協議会小・中学校長連絡協議会
5	こどもの人権に関すること *人権の啓発、 意見表明機会の確保等	7件	○「こどもの権利条約」の4つの原則を指針とし、原則に沿った施策を展開してほしい。(No40) ○大人とこどもへの人権啓発とその内容について、計画に記載すべき。(No9) ○こどもの意見の尊重を特に大事すべきであり、こどもの意見を施策に反映させるため、対等の立場で意見を聴取してほしい。(No41)	○「基本目標Ⅰ こども・若者が権利の主体として生きられるために」を新たに設定します。(素案P31,32) ○こどもの人権は、大人の適切な知識と姿勢、働きかけがないと守ることができない特別な権利であることから、全ての大人が認知していることが必要なため、こどものみならず、広く啓発等を推進。(素案P33) ○年齢及び発達の程度に応じて、様々な手法・場面で意見表明機会を確保しながら、こども・若者の意見を尊重し、取組を繰り返すなかで、政策の質を向上させ、こども・若者が更に意見表明をしなくなる好循環が作れるよう、こどもの意見聴取に取組みます。(素案P34)